

グローバル・ミニマム課税の法人税の見積りに関する補足文書等、検討—ASBJ

去る11月1日、企業会計基準委員会は、第513回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

電子決済手段の会計処理・開示
第512回親委員会（2023年11月10日号（No.1693））

情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等のコメント対応と文案検討が行われた。

事務局提案に委員から反対意見は聞かれず、次回の親委員会（11月14日開催予定）で公表議論を行う予定。

グローバル・ミニマム課税に係る法人税等の会計処理・開示

第88回税効果会計専門委員会（2023年11月10日号（No.1693））情報ダイジェスト参照）に引き続き、グローバル・ミニマム課税（以下、「GM課税」という）に関する改正法人税等

への対応について審議された。

(1) 文案検討

前回の意見を踏まえ、四半期連結・四半期個別財務諸表において、代替的取扱いを選択した場合に注記を求めるか否かについて、次の2案が再提案された。

【案1】注記を求める場合

11 四半期財務諸表において第7項を適用している場合は、四半期特有の会計処理としてその旨及びその内容を注記する。

【案2】その他の事項として注記を求める場合

11 前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間においても、前連結会計年度等に入手した情報に基づき当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に

見込まれる場合に本実務対応報告第7項を適用するときは、その旨を企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第25項(20)）として注記する。

ただし、グローバル・ミニマム課税制度を最初に適用する年度の四半期財務諸表においては、当該注記を行わない。

委員全員から、案2への賛意が示された。また、前回の専門委員会で聞かれた、注記事項として計上しない理由も入れてほしいという意見への賛同も聞かれた。

(2) 補足文書の文案

GM課税制度における法人税等に関する具体的な指針を求める意見が聞かれており、規範性のない補足文書を公表する方針が示されていた。今回その文案が示され、審議された。

文案では、適用初年度において情報の入手が困難な場合の会計上の見積りの例が示された。委員からは文案に賛成意見が

多く聞かれた。また、「本文書は適用初年度に関するものだが、翌年度以降の取扱いはどうするのか」との意見が聞かれ、事務局から「適用が始まって翌年度の実務でどのような問題が

あるのか確認しながら、検討していきたい」との回答があった。

*

実務対応報告案は、可能ならば次回公表議論を行う予定。

維持管理費用相当額の借手の取扱い等、議論—ASBJ、リース会計専門委

去る10月31日、企業会計基準委員会は第136回リース会計専門委員会を開催した。

第135回（2023年11月10日号（No.1693））情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

また、11月1日開催の第513回親委員会でも同テーマについて議論された。

リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分

契約における対価の金額を独立価格で配分する際、リースを構成する部分とリースを構成しない部分（維持管理費用相当額など）の独立価格が借手にはわ

からないため、配分できない。コメントでも指摘されているように「維持管理費用相当額をリース料総額から控除する」という

取扱いを借手にも認めるべきか」との論点が取り上げられた。事務局は、維持管理費用相当額を借手のリース料から控除する会計処理を認める場合、維持管理費用相当額が明らかであるか、または維持管理費用相当額を合理的に見積ることが可能であることを前提に、次の2案を提案し、案1を事務局案とした。

（案1）本会計基準案等の提案のとおり、借手については、リースを構成する部分とリースを構成しない部分を独立価格により配分する方法のみとする。

（案2）維持管理費用相当額であ

ることが明らかであるか、または維持管理費用相当額を合理的に見積ることが可能である場合に限り、維持管理費用相当額を借手のリース料から控除する代替的な会計処理の選択適用を認める。

専門委員からは、事務局案への賛意が聞かれた一方、「比較可能性の懸念もわかるが、案2を認めても大きな問題にはならないのでは」という案2を推す作成者側からの意見も聞かれた。

事務局は「維持管理費用相当額が明らかなきだけ代替的な処理を行うことが考えられるが、それでは一貫性がないのでは」と回答した。

第513回親委員会では、事務局案に賛成意見が聞かれた一方、「現行でも自動車リースなど維持管理費用相当額を合理的に見積る実務がある」として案2を支持する意見も聞かれた。

セル・アンド・リースバック取引

公開草案では、セル・アンド・リースバック取引について米国基準トピック842と同様の会計処理を提案しているが、これについて「IFRS 16号の定め

と同様の定めとすべき」、「IFRSと同様の会計処理も選択肢として認めるべき」という2つのコメントが寄せられた。

事務局は、コメントを受けて次の2案を提案し、案1を事務局案とした。

(案1) 本公開草案を変更しない。

(案2) 代替的な方策として、取引の都度、会計処理方法を選択することを認めない等の手当てをしたうえでIFRS 16号と同様の会計処理の選択適用を認める。

適用対象企業を、(案A) 全企業、(案B) IFRS任意適用企業、とする。

専門委員からは事務局案に賛同する意見が聞かれたものの、IFRS任意適用企業の作業が煩雑となることを考慮して、案2の案Bを支持する意見も聞かれた。事務局は、「検討する」と回答した。

第513回親委員会では、事務局案に賛成意見が聞かれた。また、案2への賛意も聞かれ、案A、案Bに対しても賛否が分かれた。

ポジティブ・メンタルヘルス

「セ・パマルが花丸」

メンタルクリエイター 江口 毅

加賀まりこのエッセー集『純情ババアになりました。』(講談社)のなかで、「C'est pas mal.」というフランス語と出合いました。「セ・パマル」と読みます。調べてみたところ、直訳は「悪くないね」ですが、真意は「なかなかいいね」らしいです。日本語の「悪くないね」とは「ユウナスが違つた」ころが興味深いです。

日本語の「悪くないね」も、ポジティブな意味で使われる場面が少なくありません。しかし、何かしらの価値基準に照らし合わせて最良ではないけれど最悪でもないという「優劣の評価」において

「悪くないね」とも「ユウナスが違つた」ころが興味深いです。日本語の「悪くないね」も、ポジティブな意味で使われる場面が少なくありません。しかし、何かしらの価値基準に照らし合わせて最良ではないけれど最悪でもないという「優劣の評価」において「悪くないね」とも「ユウナスが違つた」ころが興味深いです。

この「認める」という行為が、私たちが生きていくうえで大きな支えになると考えています。子ども

思います。なぜなら「褒める」ことは、相対的、表面的、一時的という面があるからです。つまり、他者や何かとの比較による相対的なものであり、実存ではなく言動やアウトプットに対する評価であり、長く心に残りづらいという面があります。一方で、「認める」は、永続的、絶対的、無条件という特徴があります。つまり、評価されるのではなく丸ごと認められるから、大きな安定感があります。

りますし、人間関係や集団のなかでの安心感がさらに育まれます。「嬉しかつたね」、「私も嬉しいよ」、「よかったね」、「よく頑張ったね」、「もう少したったね」、「残念だったね」などのように共感される言葉や態度で接してもらえると、「うまくいってもうまくいかなくても私は私でいいのだな」と思え、自分だけでなく他者への信頼感が育まれます。

さらに、「大丈夫?」、「無理してない?」、「私にできることはある?」、「何かあったら相談に乗るよ」といった「気にかける」行為があれば、「何もできなくても何も持つていなくても、私はこの場についていいのだ」という良好な居心地感が生まれるでしょう。

「認める」に加えて「共感する」があれば、さらに大きな支えになります。メンタルを発揮できるのではないのでしょうか。

「C'est pas mal.」その言葉の真意は、自分と他者の存在に、そのまま花丸をあげることです。それがいずれ仕事の成果に対する花丸につながる「ユウナス」でしょう。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年10月26日	上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等について	東証	特設注意市場銘柄制度について、上場会社に早期の内部管理体制等の整備を求めるとともに、改善した内部管理体制等の定着を図ることでの実効性を高めていく観点から、指定解除要件の明確化など所要の制度整備を行うもの。コメント期限は11月25日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20231026-01.html	—
2023年10月27日	「商法施行規則の一部を改正する省令案」等	法務省	令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、特定の記録媒体の使用を定める規定につき、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応するべく、商法施行規則、会社計算規則、電子公告規則等の改正を行うもの。コメント期限は11月26日。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000261803	—

金融

円安・金利上昇を容認する財務省・日銀

日銀は10月31日、金融政策決定会合を開催し、長短金利操作（イールドカーブ・コントロール（YCC））の運用をさらに柔軟化することを決定した。長期金利の目標をゼロ％程度とする点は変わらないが、7月の会合で決めた指値オペによる10年物国債の利回り1％水準の防衛ラインをなくし、適宜決定、またゼロ％からの変動幅上下0.5％程度の用途は、上限1.0％の用途に変更した。この水準の切り上げ理由は、輸入物価の上昇による国内物価高騰への影響の長期化と、直近の原油価格の上昇を挙げている。

また、指値オペの実施を適宜とした理由については、強力な効果の反面、副作用も大きい点を挙げている。確かに、あらかじめ防衛ラインを設定することは、投機筋にターゲットとなる目標水準を提供するようなものだ。実際、これまで市場実勢利回りが増加して上限に近づくと設定ラインを切り上げているため、防衛ラインとしての指しオペ利回り水準を設定する意味がないともいえる。

こうしたYCCの再修正により長期金利の上昇を容認するリテイの高まりに歯止めをかける、②利鞘拡大による銀行の収益改善を支援する、③円安進行を抑制する、といった点が考えられる。①については、政策内容を公表した直後の動きは、大きく振れることなく推移している。また、②は銀行株が堅調な値動きとなったように、市場の評価はプラスとなっている。③については、発表直後のニューヨーク市場でドル円相場が上昇し、約1年振りに151円台まで円安・ドル高が進んだ。これは、この日財務省が公表した9月28日から10月27日までの為替介入実績がゼロだったことが影響したと考えられる。150円は、当局にとって介入すべき防衛ラインではなかったということだ。

今回の財務省・日銀の姿勢は、円安・金利上昇を容認するものとなった。

証券

金融政策会議後、日米の景気と株価はどう動く

10月中、日米の株価の方向感を見失ってきた大きな要因として、月末月初に両国同時期に開かれる金融政策決定会合の行方に頭を悩まされたことが挙げられる。

その会合の結果は、日本銀行は長短金利操作の上限が1％超となることを容認するもので、政策変更ではあるが、最小限度にとどまった。この程度の変更はあり得るとの見方が多数派だったため、会合後の11月1日、日経平均は目立つ反騰ぶりを見せた。この変更内容であれば、一安心ということであろう。

一方、米連邦公開市場委員会（FOMC）は今回も利上げをせず、年内最後の会合であると1回利上げすることに含みをもたせるものであった。これは大方の予想どおりであったため、米株価は反騰したが、上げ幅は日本市場には遠く及ばなかった。

もちろん、これから年末に向かって、株式市場を動かすのは各国ファンダメンタルズの動向が基本である。景気、企業収益、金利・為替相場などの動向を探ると、ほとんどの国が明暗入り乱れてはいるが、日米以外の国々は暗い話が多いようだ。アメリカでは経済活動の力強さが目を引く。今年7月から9月の実質GDPは年率4.9％に達した。高金利といえる金利水準になっており、住宅建設、個人消費が活発で、最近では軍事費を中心に財政支出の増加が経済成長に寄与しているようだ。ただ、企業収益はピークアウトの様相をみせてきており、これから株価にどう反映されてくるのか、注目される。

経済成長と企業収益の関係がアメリカとは正反対なのが日本である。9月の中間決算は予想以上に増益企業が相次いだ。ただ、企業収益の好調には円安で潤う海外市場依存業界の収益増加が貢献しており、手放しでは喜べない。日本政府は円安が過度に進めば、円買い介入すると公言している。好調な企業収益がどう株価に反映されるか、為替相場の動向とあわせて見守りたい。